

# 介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント

川崎北労働基準監督署

# 介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント

## はじめに

介護関係業務に従事する労働者や、これら介護労働者を使用する社会福祉施設はいずれも大幅に増加していますが、これらの事業場の中には、事業開始後間もないため、労働基準関係法令や雇用管理に関する理解が必ずしも十分でないものもみられるところです。



このパンフレットは、介護労働者の労働条件の確保・改善に関する主要なポイントをわかりやすく解説したものです。

介護労働者を使用される事業者の方々を始めとして介護事業に携わる皆様には、このパンフレットをご活用いただき、介護労働者の労働条件の確保・改善に取り組んでいただきますようお願いします。

### このパンフレットの対象

このパンフレットでいう「介護労働者」とは、専ら介護関係業務に従事するすべての労働者を指します。したがって、老人福祉・介護事業のほか、それ以外の障害者福祉事業、児童福祉事業等において介護関係業務に従事する者も含みます。

また、これら介護労働者を使用する事業場におかれでは、介護労働者以外の労働者につきましても、同様に労働条件の確保・改善を図っていただくようお願いします。



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

## 労働条件明示のルール

2024年4月から

が  
変わります

詳しくは裏面や  
厚生労働省ホームページ  
もご覧ください！

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

### 明示のタイミング

### 新しく追加される明示事項

全ての労働契約の締結時と  
有期労働契約の更新時

#### 1. 就業場所・業務の変更の範囲

#### 2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容

有期労働契約の  
締結時と更新時

併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。

#### 3. 無期転換申込機会

#### 4. 無期転換後の労働条件

無期転換ルール<sup>※</sup>に基づく  
無期転換申込権が発生する  
契約の更新時

併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

# 労働条件明示の制度改正のポイント

## 全ての労働者に対する明示事項

1

就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】  
全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇い入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」<sup>※1</sup>についても明示が必要になります。

2

有期労働契約労働者に対する明示事項等  
更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】  
有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容の明示が必要になります。

3

無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】  
「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに<sup>※2</sup>、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。

4

無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】  
「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに<sup>※3</sup>、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

### 均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示<sup>※2</sup>の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者（正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者）とのバランスを考慮した事項<sup>※4</sup>（例：業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など）について、有期労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※2 有期労働契約の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示（有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準）

※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

（注）無期転換ルールの適用を免れる範囲をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の私用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

## 詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト（①）
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト（②）
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について  
→ 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部（窓）、全国の労働基準監督署（③）



(2023年10月)

# (1) 労働条件の明示について

リーフレット P2

## Point 1 労働条件は書面で明示しましょう

⇒ 労働基準法第15条

- 労働者を雇い入れた時には、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付により明示しなければいけません。（労働者が希望した場合には、①ファクシミリの送信、②電子メール等の送信（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）により明示することができます。）



### ○ 明示すべき労働条件の内容

#### 書面で明示すべき労働条件の内容

- 労働契約の期間(期間の定めの有無・定めがある場合はその期間)
- 更新の基準(Point 2 参照)
- 就業の場所・従事する業務の内容
- 労働時間に関する事項(始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩、休日、休暇等)
- 賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の時期に関する事項
- 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

#### その他明示すべき労働条件の内容

- 昇給に関する事項
- 退職手当、臨時に支払われる賃金、賞与、労働者に負担させる食費・作業用品、安全衛生、職業訓練、災害補償、表彰・制裁、休職等に関する事項…**これらについて定めた場合**

#### パートタイム労働者及び有期雇用労働者に対し明示すべき労働条件の内容(パートタイム・有期雇用労働法)

- 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、相談窓口

### ○ 労働日(労働すべき日)や始業・終業時刻など下記①～③が月ごと等の勤務表により特定される場合の明示方法

#### 勤務表により特定される労働条件

- ① 就業の場所及び従事すべき業務
- ② 労働日並びにその始業及び終業の時刻
- ③ 休憩時間



#### 1) 勤務の種類ごとの①～③に関する考え方

#### 2) 適用される就業規則上の関係条項名

#### 3) 契約締結時の勤務表

について、書面の交付により明示しましょう

- 6ヶ月契約、1年契約などの期間の定めのある契約(有期労働契約)を結ぶ場合には、契約更新の都度、労働条件の明示(書面の交付)が必要です。

Point

## 2 契約の更新に関する事項も明示しましょう

⇒ 労働基準法施行規則第5条

- 労働者と有期労働契約を締結する場合には、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」についても書面の交付によって明示しなければなりません。

### (1) 更新の有無の明示

- (具体的な例)
- 自動的に更新する
  - 更新する場合があり得る
  - 契約の更新はしない
  - など

### (2) 更新の基準の明示

- (具体的な例)
- 契約期間満了時の業務量により判断する
  - 労働者の能力により判断する
  - 労働者の勤務成績、態度により判断する
  - 会社の経営状況により判断する
  - 従事している業務の進捗状況により判断する
  - など

※ 有期労働契約の更新をしないことが明かな場合は、更新の基準の明示義務はありません。

有期労働契約について、3つのルールがあります。（労働契約法）

- 無期労働契約への転換：有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できます。
- 「雇止め法理」の法定化：一定の場合には、使用者による雇止めが認められることとなる最高裁で確立した判例上のルールが法律に規定されました。
- 不合理な労働条件の禁止：有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによって、不合理な労働条件を相違させることは禁止されています。

### 《監督署に寄せられる相談事例》

- 労働条件通知書を作成・交付していない。
- 有期雇用契約なのに契約期間末日を過ぎる前に次の有期雇用契約書の交付をしていない。



## (2) 就業規則について

リーフレット P3

### Point 1 就業規則を作成し、届け出ましょう

⇒ 労働基準法第89条

- 常時 10 人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- また、就業規則を変更した場合にも、労働基準監督署長に届け出てください。
- 「10 人以上の労働者」には、介護労働者はもちろん、次の労働者の方も含まれます。
  - 事務職員、管理栄養士等、介護労働者以外の労働者
  - 短時間労働者、有期契約労働者等のいわゆる非正規労働者



就業規則は、非正規労働者も含め、事業場で働くすべての労働者に適用されるものでなければなりません。

- 全労働者に共通の就業規則を作成する
  - 正社員用の就業規則とパートタイム労働者用の就業規則を作成する
- などにより、すべての労働者についての就業規則を作成してください。

#### ○ 就業規則に規定すべき事項

##### 必ず規定すべき事項

- ・労働時間に関する事項(始業・終業時刻、休憩、休日、休暇等)
- ・賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の綿切・支払の時期、昇給に関する事項
- ・退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

##### 定めた場合に規定すべき事項

- ・退職手当、臨時の賃金等、労働者に負担させる食費・作業用品、安全衛生、職業訓練、災害補償、表彰・制裁等に関する事項

### Point 3 就業規則を労働者に周知しましょう

⇒ 労働基準法第106条

- 作成した就業規則は、以下の方法により労働者に周知しなければなりません。
  - 常時事業場内の各作業場に掲示し、又は備え付けること
  - 書面を労働者に交付すること
  - 電子的データとして記録し、かつ、各作業場に労働者がその記録の内容を常に確認できるパソコン等の機器を設置すること
- 労働者からの請求があった場合に就業規則を見せるなど、就業規則を労働者が必要なときに容易に確認できない方法では、「周知」になりませんので注意してください。



### (3) 労働時間について

リーフレット P4

#### Point 1 労働時間の適正な取扱いを徹底しましよう ➡ 労働基準法第32条など

- ・ 労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るものではありません。
- ・ 特に、次のような時間について、労働時間として取り扱っていない例がみられますが、労働時間として適正に把握、管理する必要がありますので留意してください。
  - 交替制勤務における引継ぎ時間
  - 業務報告書等の作成時間
  - 利用者へのサービスに係る打ち合わせ、会議等の時間
  - 使用者の指揮命令に基づく施設行事等の時間とその準備時間
  - 研修時間

※ 訪問介護労働者特有の移動時間等については、  
Ⅱ Point 3 (P.14) 参照

研修時間については、使用者の明示的な指示に基づいて行われる場合は、労働時間に該当します。

また、使用者の明示的な指示がない場合であっても、研修を受講しないことに対する就業規則上の制裁等の不利益な取扱いがあるときや、研修内容と業務との関連性が強く、それに参加しないことにより本人の業務に具体的に支障が生ずるなど実質的に使用者から出席の強制があると認められるときなどは、労働時間に該当します。

#### Point 2 労働時間を適正に把握しましよう ➡ 労働基準法第32条、労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン

- ・ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」に基づき、適正に労働時間を把握してください。

法改正 ✓



# 労働時間の状況の把握

ガイドライン（労働時間の適正把握のために使用者が講すべき措置）から法律に  
～割増賃金支払い対象者から健康管理の観点から全ての労働者に～

**労働時間の状況の把握**（新安衛法第66条の8の3 新安衛則第52条の7の3）

客観的な方法により労働者の労働時間の状況を把握しなければなりません。

- タイムカードによる記録
- パソコンのログインからログアウトまでの時間の記録等
- 労働時間の状況の記録は3年間保存

**管理監督者を含むすべての労働者が対象です！**



## Point 4 36協定を締結・届出しましょう

リーフレット P5

- 時間外労働・休日労働を行わせる場合には、時間外労働・休日労働に関する労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署長に届け出る必要があります。

### 時間外労働及び休日労働の上限について

36協定で定めることのできる時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間（対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制の対象労働者は、月42時間・年320時間）です。

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）には、年6か月まで月45時間を超えることができますが、その場合でも

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満

としなければなりません。

なお、いずれの場合においても、以下を守らなければなりません。

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」がすべて1月当たり80時間以内

#### 時間外労働の上限規制のイメージ

##### 法律による上限

(特別条項/年6か月まで)

✓年720時間

✓複数月平均80時間\*

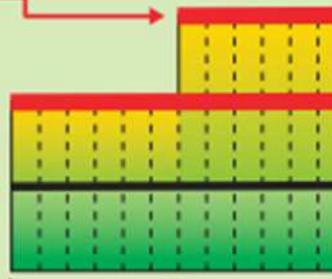
✓月100時間未満\*

\*休日労働を含む

##### 法定労働時間

✓1日8時間

✓週40時間



##### 法律による上限

(限度時間の原則)

✓月45時間

✓年360時間

## Point 5 時間外労働等は、36協定の範囲内にしましょう

⇒ 労働基準法第32条、第36条

- 時間外労働・休日労働を行わせる場合には、Point4で締結した36協定の範囲内でなければなりません。



## (8) 労働者名簿、賃金台帳について

リーフレット P10

### Point 1 労働者名簿、賃金台帳を作成、保存しましょう

⇒ 労働基準法第107条、第108条、第109条

- ・ 労働者の労務管理を適切に行うため、労働者名簿を作成し、労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日及びその事由等を記入しなければなりません。
- ・ また、賃金台帳を作成し、労働者の氏名、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給等を賃金の支払の都度遅れることなく記入しなければなりません。
- ・ これらは労働関係に関する重要な書類ですので、それぞれ5年間（当分の間は3年間）保存してください。

	労 働 者 名 簿	賃 金 台 帳
記載 事項	労働者の氏名、 雇入れの年月日、 退職の年月日及びその事由 等	労働者の氏名、賃金計算期間、 労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、 基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額 等
保存 期間	労働者の退職等の日から5年間 (当分の間は3年間)	最後の記入をした日又は当該賃金台帳に係る最後の 賃金支払期日のいずれか遅い日から5年間(当分の 間は3年間)

賃金台帳に  
労働日数・労働時間数（所定・時間外労働）の記載がない！  
※特に月給者に多く見られます。

# 訪問介護員のための 魅力ある就労環境づくり

～労働条件改善に向けた実践方策～



グループホームにおける  
夜間勤務者等の適正な労務管理のために



労働者を使用する場合には、労働基準法等の法律を守らなければなりません。

認知症高齢者を対象とするグループホームについて、従来、介護保険法に基づく基準において、夜間及び深夜の時間帯には1人以上の宿直勤務者又は夜間勤務者の配置が必要とされていましたが、平成18年4月以降は、改正介護保険法に基づく新しい基準により、1人以上の夜間勤務者の配置が必要とされました。

このため、従来、宿直勤務者のみを配置していたグループホームでは、夜間ににおける人員配置の見直しが必要となります。

事業主の皆さんには、夜間において介護労働者を勤務させる場合には、労働基準法等に照らし、以下の事項に留意して、適正な労務管理を行ってください。

御不明な点がありましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省  
都道府県労働局・労働基準監督署

(H20.3)



最後に・・・

# 川崎北労働基準監督署 川崎南労働基準監督署

## 所在地

〒213-0001

川崎市高津区溝口1-21-9

TEL : 044-382-3190 【監督・労働条件関係】  
044-382-3191 【安全・衛生関係】  
044-382-3192 【労災保険関係】

FAX : 044-820-3184

## 所在地

〒210-0012

川崎市川崎区宮前町8-2

TEL : 044-244-1271 【監督・労働条件関係】  
044-244-1273 【安全・衛生関係】  
044-244-1272 【労災保険関係】

FAX : 044-244-1275

## 管轄

川崎市のうち中原区、宮前区、高津区、多摩区、麻生区

## 管轄

川崎市のうち川崎区、幸区、横浜市鶴見区扇島

届出先の監督署をお間違えの無いようお気を付けください。

